

東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則の概要

目的(第1条): 研究活動の不正行為及びその他の不正とみなされる行為(以下「不正行為等」という。)の防止に関して、必要な事項を定める。

定義(第2条): (1)研究者 ① 本学に所属する又は本学の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行う全ての者

(2)不正行為等 ① 不正行為

研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用すること。

- ・「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- ・「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- ・「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

② その他の不正とみなされる行為

研究活動又はその成果の発表の過程における不適切なオーサーシップ及び不適切な投稿又は出版をいう。

- ・「不適切なオーサーシップ」とは、研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為をいう。
- ・「不適切な投稿又は出版」とは、同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為をいう。

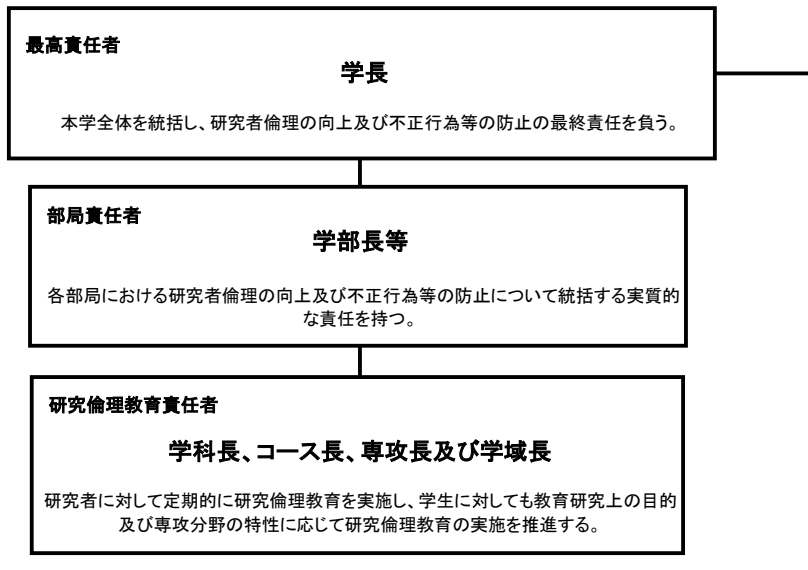
(3)学部長等 ①学部長 ②大学教育センター長 ③国際センター長 ④学術情報基盤センター長

⑤総合研究推進機構長

責務(第3条): (1)研究者は、「東京都立大学における研究者の行動規範(平成19年10月30日制定)」を遵守し、高い倫理性の保持に努めるとともに、不正行為と疑われる行為を行なってはならない。

(2)研究者は学長及び学部長等の指示に従うとともに、この規則及び別に定める調査等に協力しなければならない。

責任と権限(第4条):



研究費不正使用・研究活動不正行為等防止対策推進室(第5条)

本学における研究者倫理の向上及び不正行為等の防止を図る組織として設置。推進室の室長は学長をもって充てる。

業務

- (1) 研究者倫理の向上のための基本方針を策定すること
- (2) 上記基本方針を実施するための、情報収集、研修及び啓発活動に関すること
- (3) その他、不正行為等の防止等に関すること 等

組織

- (1) 学長 (2) 事務局長 (3) 副学長 (4) 学部長
- (5) 経営企画室長 (6) 総務部長 (7) 監査・内部統制担当部長
- (8) 産学公連携センター長 (9) 東京都立大学管理部長
- (10) 研究推進担当部長 (11) その他推進室の室長が指名する者 若干

通報窓口(第6条)

本学における不正行為等に適切に対応できるようにするため、通報窓口を設置する。

研究データの保存・開示(第7条)

研究者は、研究成果の第三者による検証可能性を確保するために、研究データをその性質や研究分野の特性等に応じて一定期間保存し適切に管理するとともに、必要な場合に開示しなければならない。